

## 固定資産税について

問 駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3421 ☎ 0857-20-3401

### ■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

期間 4月1日(月)～5月31日(金)

平成31年1月1日現在で所有する資産の評価額が適正かどうかを、周辺の資産と比較することにより確認することができます。縦覧できるのは納税者および同居の家族、納税管理人です。免税点未満などの理由により、固定資産税が課されていない人は縦覧できません。

| 縦覧できる人    | 縦覧できる帳簿                         |
|-----------|---------------------------------|
| 市内の土地の納税者 | 土地価格等縦覧帳簿(土地の所在、地目、地積、価格などを記載)  |
| 市内の家屋の納税者 | 家屋価格等縦覧帳簿(家屋の所在、構造、床面積、価格などを記載) |

### ■固定資産課税台帳の閲覧

期間 4月1日(月)～

平成31年1月1日現在で所有する資産の課税内容を確認することができます。

| 閲覧できる人                             | 対象固定資産               |
|------------------------------------|----------------------|
| ①納税義務のある人とその同居の家族・納税管理人            | 納税義務のある固定資産の全部       |
| ②借地・借家人など                          | 使用または収益の対象となる固定資産の部分 |
| ③土地・家屋などの固定資産を処分する権利を有する人(破産管財人など) | 該当する固定資産の全部          |

※②、③の人は賃貸借契約書などをご提示ください。  
と き いずれも 8:30～17:15(土・日・祝休日除く)

ところ 駅南庁舎固定資産税課、各総合支所市民福祉課

※本人確認のため、運転免許証などをご提示ください。代理人の場合は委任状が必要です。

### ★平成31年度納税通知書は5月1日ごろ発送予定

### ◆年の途中で土地の売買があった場合の課税について

Q 平成30年12月に私が所有していた土地の売買契約を締結し、平成31年2月に買主への所有権移転登記を済ませました。平成31年度の固定資産税は誰に課税されますか？

A 地方税法の規定により、賦課期日(毎年1月1日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対し当該年度分の固定資産税を課税することになっています。所有権移転登記は平成31年2月であったため、平成31年1月1日現在の登記簿上の所有者はあなたです。よって、平成31年度の固定資産税はあなたに課税されることとなります。

### ◆住宅用地の特例について

Q 平成30年中に住宅を壊し更地にしました。土地についての税額はどうなりますか？

A 固定資産税の評価は、賦課期日(毎年1月1日)の土地の現況により判断します。土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され減額されます。しかし、住宅の滅失や、住宅以外への用途変更がある場合は、特例の適用から外れることとなります。平成31年度は、壊した住宅の固定資産税は無くなりますが、土地の固定資産税は特例が適用されなくなります。



## 住みよい地域づくりのために ～自治会(町内会)と一緒に活動しませんか～

問 鳥取市自治連合会事務局 ☎ 0857-20-0100 ☎ 0857-20-0141  
本庁舎協働推進課 ☎ 0857-20-3171 ☎ 0857-21-1594

自治会(町内会)では、お互いが支えあい、助けあい、協力しながら、安全安心で住みよい地域づくりを目指してさまざまな活動をしています。

### 【自治会は主に次のような活動をしています】

#### ◆災害時に協力し合える地域づくり

自主防災組織をつくり、市などと連携しながら避難訓練や地震・水害・火災など「いざ」というときに助け合える地域づくりに取り組んでいます。

#### ◆安全安心な地域づくり

子どもの登下校時に交通安全や防犯の観点から見守り活動を行っています。また、夜道を安心して歩けるよう防犯灯の維持管理をしています。

#### ◆支えあう地域づくり

ひとり暮らしの高齢者の安否確認などを目的とした配食サービスや子育て支援・健康づくりなど、民生委員や社会福祉協議会と連携しながら地域で支えあう活動をしています。



#### ◆きれいな地域づくり

ごみステーションの維持管理、道路や公園の清掃・草刈りなどの活動をしています。

#### ◆ふれあいが広がる地域づくり

お祭りや運動会、敬老会など、子どもから高齢者まで住民同士がふれあい、親睦や連帯感を深めることができるよう行事やイベントを開催しています。

#### ◆市政に対する要望や意見を伝えます

道路や排水路の改修など地域の課題や問題点について、地域の要望を取りまとめ市に伝えます。

#### ◆身近な情報をいち早く提供します

広報誌や公民館だよりの配布や回覧など、生活に必要な情報をお届けしています。

### 【自治会に加入するには】

お住まいの地域の自治会長(町内会長・区長)にお問い合わせください。連絡先が分からない場合は、ご近所の人か鳥取市自治連合会事務局までお問い合わせください。

## 鳥取市の国民健康保険の運営と保険料

問 駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3481 ☎ 0857-20-3407、各総合支所市民福祉課 (12ページ)

### ■運営の現状

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるように、保険料を出し合い、みんなで助け合う制度です。

医療費の適正化や保険料の納付において加入者のみなさんにご協力いただき、本市は安定的な財政運営が続いています。また、財政基盤の安定化のため、平成30年度から県が市町村とともに国保の運営を行っています。

平成31年度は、高齢化の進展などにより大幅な医療費の増加が見込まれていますが、負担をできる限り抑えるため本市がこれまで積み上げた基金を活用し、保険料率は据え置くこととなりました。

### ■保険料について

平成31年度の保険料は、保険料率は据え置きとし、軽減制度の判定基準の拡大と医療分の賦課限度額の引き上げを行います。

### 【平成31年度保険料率】

| 区分        | 保険料率 |         |         |
|-----------|------|---------|---------|
|           | 所得割  | 均等割     | 平等割     |
| 医療分       | 7.2% | 23,000円 | 24,600円 |
| 後期高齢者支援金分 | 2.7% | 9,200円  | 9,000円  |
| 介護納付金分    | 2.4% | 9,400円  | 7,000円  |

医療分：加入者全員が負担します。

後期高齢者支援金分：後期高齢者医療制度を支えるため、加入者全員が負担します。

介護納付金分：40～64歳の加入者が負担します。

### 【保険料軽減判定基準所得の比較表】

| 区分   | 基準所得(※)             |                   |
|------|---------------------|-------------------|
|      | 平成30年度              | 平成31年度            |
| 7割軽減 | 33万円以下の世帯           | 改定なし              |
| 5割軽減 | 33万円+27.5万円×被保険者数以下 | 33万円+28万円×被保険者数以下 |
| 2割軽減 | 33万円+50万円×被保険者数以下   | 33万円+51万円×被保険者数以下 |

※基準所得とは、世帯の国保加入者全員(擬制世帯主を含む)の総所得金額等の合計となります(保険料の所得割額を算出するために使用する基準総所得金額とは異なります)。

注：国の定める基準所得を下回る世帯については、保険料(均等割額・平等割額)が軽減されます。ただし、所得を申告していないと軽減に該当するかどうか判断できないため、軽減を行いませんので必ず申告しましょう。

### 【賦課限度額の比較表】

| 区分        | 賦課限度額  |        |
|-----------|--------|--------|
|           | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 医療分       | 58万円   | 61万円   |
| 後期高齢者支援金分 | 19万円   | 改定なし   |
| 介護納付金分    | 16万円   | 改定なし   |

### ■保険料の算定方法

保険料は、所得割・均等割・平等割をそれぞれの料率で計算し、合計額が年間の保険料となります(本市公式ホームページ内の「国民健康保険料試算ページ」で年間の概算保険料が試算できます)。

|     |  |
|-----|--|
| 所得割 | 被保険者の前年の総所得金額等から33万円を引いた額に、所得割料率を乗じて算出 |
| 均等割 | 被保険者1人当たりの額                            |
| 平等割 | 1世帯当たりの額                               |

※年度途中で国保の資格を取得あるいは喪失した場合には、月割りで計算します。この場合、保険料は届け出をした日からではなく、資格を取得・喪失した時点までさかのぼって計算しますので、手続きは速やかに行ってください。

### ■保険料の納期

毎年、4月から翌年3月までの1年間分の国民健康保険料を決定し、6月中旬に納付通知書(納付書)を世帯主の人へ発送しています。納期は普通徴収と特別徴収により異なります。

#### ●普通徴収(口座振替または納付書によるお支払い)

6月から翌年3月までの10回

#### ●特別徴収(年金からの引き取りによるお支払い)

4月から翌年2月の6回(年金の受給月)

※口座振替(全期前納および期別振替)の人は、6月から引き落とし開始となりますのでご注意ください。

### ■保険料の支払方法

国民健康保険料の支払いは、口座振替での納付が原則です。口座振替の申込み方法については、15ページをご覧ください。

口座振替納付できない場合は、納付書での納付となります。納付書記載の金融機関またはコンビニエンスストアでお支払いができます(随時期分は口座振替ができません。納付書でのお支払いになりますので、ご注意ください)。

また、65歳以上の人で、一定の条件に該当する場合には、年金から天引き(特別徴収)でのお支払いになります(市報2月号掲載)。

